

## 令和元年度第3回宮城県建築審査会議事録

- 1 開催日時：令和2年1月21日（火）
- 2 開催時刻：午後4時00分から午後4時30分まで
- 3 開催場所：宮城県行政庁舎11階 第二会議室
- 4 出席者

### 宮城県建築審査会委員

会 長	風 見	正 三
委 員	角 田	正 雄
委 員	高 山	秀 樹（議事録署名委員）
委 員	高 橋	直 子
委 員	佐 藤	有 紀（議事録署名委員）

### 事 務 局

#### 宮城県土木部建築宅地課

副参事兼課長補佐（総括）	伊 藤	利 彦
技術副参事兼課長補佐（総括）	佐々木	正 明
技術補佐（建築指導班長）	狩 野	徳 広
技術主査	遠 藤	津 戸 武
技 師	小 林	達 央

### 傍 聴 人

0名

## 会 議 次 第

1 開 会

2 前回の処理結果

令和元年度第2回宮城県建築審査会議案の処理結果について

3 審議事項

第1号議案

建築基準法第43条第2項第二号許可に係る事前同意基準の改正について

4 報告事項

建築審査会事前同意基準に基づく許可状況について

5 そ の 他

・全国建築審査会協議会 令和2年度第1回世話人会について

・次回の建築審査会の開催予定について

令和2年3月24日（火）午後4時30分から  
自治会館206会議室

6 閉 会

# 会 議 の 進 行

事務局 それでは定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日の会議の定足数を確認いたします。

本日は、委員5名の出席をいただいております。宮城県建築審査会条例第4条の規定による定足数を満たしておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

それでは会長、審議の進行をお願いいたします。

会長 < 次第1 開会 >

皆さんお疲れ様です。それでは、令和元年度の第3回宮城県建築審査会を開催いたします。

本日傍聴者はいらっしゃいますか。

事務局 おりません。

< 議事録署名委員の指名 >

会長 本日の議事録署名人を高山委員と佐藤委員にお願いします。

< 次第2 報告 >

会長 それでは、報告について、事務局から説明願います。

事務局 はい。まず前回の審査会の処理結果について報告させていただきます。

前回は令和元年11月19日火曜日に行われました。議案としましては、第1号第2号ということで2つございました。

ご審議いただいた結果、このような審議結果となりました。

以上でございます。

会長 はい。以上の結果について何かご質問ご意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局の方から議案の概要についてご説明をお願いします。

事務局 それでは、本日ご審議いただく案件につきましてご説明いたします。議案1件と報告事項2件でございます。第1号議案につきましては、建築基準法第43条第2項第二号許可に係るによる事前同意基準の改正でございます。

報告事項といたしましては、事前同意基準に基づく許可状況についてのご報告がございます。

	<p>それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>はい。それでは早速第1号議案からまいりたいと思います。事務局の方からご説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。第1号議案についてご説明いたします。</p> <p>(第1号議案について説明)</p>
会 長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ご説明のとおり建築基準法第43条第2項第2号について事前同意基準の部分の改正があるということです。これまでも1件1件認めていたものを「へ」という要項を加えるということです。それでは、何かご質問ご意見ございますでしょうか。</p>
角田委員	<p>1つだけ確認をさせてください。参考資料2の図を見ますと、説明を聞いているときは「公共施設の取り付け届」のようなものをイメージしていたのですが、この道路は市町村が所有していると思うのですが、何の目的で作られたものになりますか。</p>
会 長	<p>いかがでしょうか。</p>
事 務 局	<p>そこまでは分かりかねます。立派な道ですので何か市町村が整備したものであるとは考えられますが、そこまでは分かりません。</p>
角田委員	<p>そうですか。</p>
会 長	<p>今までの案件としては、実際道路としての使いどころとして、特異な例というのはありませんか。</p>
事 務 局	<p>そうですね。実際に道路としての扱いではございません。ただ、地目上はすべて「道」という地目になっております。</p>
会 長	<p>はい。わかりました。</p> <p>他に質問はないでしょうか。</p>
高橋委員	<p>すいません。10年間でどれくらいの案件がこれに該当するものがあつたとおっしゃいましたか。</p>

事務局	過去10年で8件です。
高橋委員	ここで改めて附記するというのは、そういうものに該当するものが多く出てくることになるとと思いますが、改正のタイミングについてはどうお考えですか。
事務局	実績が蓄積されてきたというのもあります。1号議案の3ページの方で先ほどご説明した43条ですけれども、もともと43条下の箱書きにあるとおり、平成30年9月25日に改正されまして、もともとは箱書きの中にあるとおり、ただし書きで建築審査会の同意を得て許可したものであるというように1本だったわけです。それが、43条第2項1号、2号にあるとおり改正で分離されたわけですけれども、1号の方については法律の方で読んでいただくと建築審査会の同意を必要としないものということで、切り分けて整理されました。2号の方はこれまでと同様に建築審査会の同意を得て許可したものであるというように残った訳ですけれども、1号の方の基準を別に整理しているところでございます。こういう改正があったのも踏まえまして、過去の事例を洗い直していたところ、実績が確認できたので今後の会を合理的に進めていくことと迅速な審査のために、今回改正に至ったわけでございます。
高橋委員	はい。わかりました。ありがとうございます。
会長	私もなぜ今なのかということを考えておりましたが、改正が行われ、建築審査会の同意を1件1件やるべきかという議論は前からあったのではないですか。それでこれについては条項に加えても良いかということでしょうか。
高山委員	すいません。ご参考までに教えてください。 地方公共団体が所有又は管理する道で市道とか町道ではない道ということですよ。そういった道というのは地方公共団体にどの程度あるものなのですか。
事務局	結構あるかということ、そんなに数はないのですけれども、いわゆる赤道であって管理は市の方でやっているとか、地目は道ではないのですけれども公衆用道路という地目で何かのいきさつで地方公共団体が持っていて管理しているというものはなかにはあるということです。そこを利用しながら家等が建っていて住んでいたというケースもあって、建築基準法上の道路で判定するとそぐわないのですが、実態やそういった位置づけからすると道路としてもよろしいのではないかとということもありますので、今回そういったことも含めて基準化に含めたということでございます。
佐藤委員	例えば隅切りとか市道とか町道に係る法的な部分でクリアできないのがこういった道になるのかなと思ったのですけれど。
事務局	必ずしもそういったことが要件であるというわけではないと認識しております。結果的にこういった隅切りがない場合も、昔ないしは何かのいきさつの中であるかもしれないかもしれません。ちなみに位置指定とか改めて全然道路ではないところには隅切りを設

けなさいという規定はありますので、そこで形状的に混同してしまう見た目ですが、隅切りがないというものもあります。

会 長 いかがでしょうか。赤道とか青道とかそのまま地目を変えずに残してきてしまったものとかということですね。それ以外にもあるかもしれませんが、これについての判断というのは市町村の中で上げてくるときに状況を整えて形式判断に上がる前の判断は誰がするのですか。

事務局 通行上支障がないということは、特定行政庁、実際には宮城県では土木事務所の方です。

会 長 改正については問題ないように思いますがいかがでしょうか。

(委員一同異議無し)

会 長 はい。それでは異議がないということで、本件の改正については同意ということによろしいでしょうか。

(委員一同異議無し)

会 長 はい。ありがとうございます。審議事項は以上になります。それでは報告事項について事務局の方からご説明お願いいたします。

事務局 報告事項についてご報告させていただきます。

(報告事項について報告)

以上でございます。

会 長 はい。何かご質問ありましたら。

委員一同 ありません。

会 長 はい。それでは次にまいりたいと思います。その他についてよろしく申し上げます。

事務局 それではその他についてです。最初に全国建築審査会についてでございます。全国建築審査会協議会とは全国の建築審査会相互の連絡をとりまして、建築行政の適正な運営を図ることを目的とする会でございます。世話人は全国を12ブロックに分けてそれぞれ選出されまして、全国建築審査会協議会の運営、事業の執行に携わることとなります。令和元年と令和2年度は宮城県が東北ブロックの世話人となっ

てございます。資料のとおり令和2年度第1回世話人会が開催されます。宮城県建築審査会から角田委員に出席をお願いしております。角田委員よろしく願いいたします。この件に関しましては以上でございます。

次回の開催日程ですけれども、令和2年3月24日午後4時30分から自治会館203号室というところでございます。開催につきましては別途文書でいつものようにご連絡いたします。その他については以上でございます。

会 長 何かございますか。

委員一同 (なし)

会 長 はい。それでは、以上で審査会終わりとなります。本日はありがとうございました。

一 同 ありがとうございます。